確　　約　　書

蓮田白岡衛生組合管理者（甲）と　　　　　　　　　　　　　　　（乙）とは、廃棄物処理手数料の支払いについて次のように確約する。

（趣旨）

第１条　乙が、蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例第３２条の２第１項の規定に基づく事業系一般廃棄物の処理手数料（以下「手数料」という。）を甲に支払うことについて、この確約書に定めるものとする。

（手数料の請求及び納入）

第２条　甲は、乙の廃棄物の搬入にかかる手数料を月末締めにて処理し、納入通知書により請求するものとする。

２　乙は、前項の請求があったときは、納入期限までに手数料を納入しなければならない。

（解除）

第３条　甲は、乙が次の各号に該当するときは、この確約を解除することができる。

（１）手数料を甲の定める納入期限までに納入しないとき。

（２）乙の経営状況が悪化していると認められるとき。

（３）前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要であると認めたとき。

（期日）

第４条　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

（協議）

第５条　この確約に定めのない事項及び疑義を生じたときは、甲乙協議の上これを決定するものとする。

この確約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各々記名押印の上、各１通を保有するものとする。

年　　月　　日

（甲）　住　　所　埼玉県白岡市篠津１２７９－５
名　　称　蓮田白岡衛生組合
代表者氏名　管理者　山口 京子　　　印

（乙）　住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　　印